府令・省令

○内閣府令第一号
法務省令第一号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十一条第一項の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　直人
法務大臣　江田　五月

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号イ中「第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者（ロに掲げるものを除く。）」を「第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　放送法第百二十五条第一項に規定する基幹放送局提供事業者　同項に規定する外国人等

第二十条第一号ハ中「第五十二条の三十二第一項」を「第百六十一条第一項」に改める。

附　則

この命令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

省　令

○総務省令第五十七号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の二十六の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十八項第六号中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第五十八号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二十八号様式の十一備考2中「―般放送事業者」を「基幹放送事業者（公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）」に改め、備考6中「―般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○文部科学省令第二十四号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十六条ただし書の規定に基づき、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

文部科学大臣　高木　義明

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成十七年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務」を「基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、放送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　放送法等の一部を改正する法律附則第七条の規定により同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）の規定の適用についてなお従前の例によることとされる同法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、この省令による改正後の重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則第四条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十七号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の三第一項第一号の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二の二第二項第三号中「第二条第四号」を「第二条第二十七号」に改め、「若しくは有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送若しくは有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○農林水産省
経済産業省令第二号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百十三条の二各項及び第二百四十条の十三各項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百条の三第四号中「一般放送事業者（」を「放送事業者（」に、「第二条第三号の一般放送事業者をいう」を「第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改め、「、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。第百二十六条の十一第四号において同じ。）、有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。第百二十六条の十一第四号において同じ。）の業務を行う者及び電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第百二十六条の十一第四号において同じ。）の業務を行う者」を削り、「はり紙及びはり札」を「貼紙及び貼札」に改める。

第百二十六条の十一第四号中「一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送の業務を行う者及び電気通信役務利用放送の業務を行う者」を「放送事業者」に、「はり紙及びはり札」を「貼紙及び貼札」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。